

## 令和6年監査公表第7号（住民監査請求）

地方自治法第242条第1項の規定に基づき、住民監査請求の提出があり、同条第4項の規定により、監査を実施したので、その結果について、同条第5項の規定に基づき、公表する。

令和6年6月6日

半田市監査委員 沢 田 清

### 住民監査請求について

令和6年4月1日付け、請求人から提出のあった、地方自治法第242条第1項の規定に基づく「住民監査請求書3枚」について、次のとおり通知する。

#### 第1 監査の請求

##### 1 請求人

半田市■■町■■丁目■■番地の■■  
■■ ■■

##### 2 請求書の提出

令和6年4月1日

##### 3 請求の要旨

請求人から提出された、住民監査請求書に記載された事項に基づく請求の要旨は、以下のとおりである。

#### ●令和6年4月1日付け、「住民監査請求書（3枚）」

地方自治法242条1項の規定に則り、以下の監査請求を提出しますので、必要な措置を求めます。

#### 第1. 請求の趣旨

半田市監査委員と同事務局職員は、請求人が提出した住民監査請求書について、監査結果を地方自治法242条5項の規定に則って半田市公式ホームページ上にて公表しなければいけません。

令和5年度に請求人が提出した住民監査請求書28件のうち、令和6年3月31日時点で監査結果が作成された件数は8件で、内、公表された件数は3件のみで、残り5件は、公表されていません。この未公表5件は、法242条5項の規定に反して違法です。（書証1. より）

更に、令和6年3月31日時点で、監査委員二人全員が除斥されるため監査そのものを行なえないまま法で定めた60日以内に監査できなかった件数が3件あり、この3件全て公表されていませんので違法です（提出された住民監査請求書は、監査委員が監査しなければならない旨の規定（法242条5項です。）がありますので、これも公表すべきです。）。上記の違法の責任は、市監査委員事務局局長ですので、市が局長に支給した給与の内48万円を、半田市長が市に返納して、弁償するよう求めます。半田市政の犯罪職務が、各組織に拡大しています。

＊「住民監査請求書（3枚）」の内、「2. 請求の理由」、「3. 証拠方法」については、記載を省略している。

## 第2 監査の実施

請求人による証拠の提出及び陳述の機会

法第242条第7項の規定に基づき、請求人に対して令和6年4月22日に陳述の機会を与え、請求人の趣旨の陳述を受けた。

（陳述に出席した請求人） ■■ ■■

また、同日、「陳述の機会設定について（申し出）」の提出があり、これを受理した。

## 第3 監査委員の判断

請求受付後に要件審理をした結果、受理して監査を行った請求は、住民監査請求書の結果通知を請求人へ通知し、公表している。また、半田市広告式条例第5条に基づき、監査結果を掲示場にも掲示しているため、違法ではない。

請求受付後に要件審理をした結果、受理せず却下となった場合は、公表の必要はなく、請求人への通知のみ行っている。

## 第4 結果

本住民監査請求については、以下のとおり決定した。

本住民監査請求は、請求人の主張する措置の必要性は認められないことから、理由がないものとして、棄却する。

### 【付記】

住民監査請求書を受理し、監査を行った監査結果を半田市公式ホームページに掲載しているが、現在のホームページでは、一部掲載されていないことが判明した。ホームページがリニューアルし、掲載確認が徹底できていなかったことが原因と考えられるため、早期に再掲載するよう改善を求める。

以上